

BBLセミナー プレゼンテーション資料

2017年6月8日

「IoT、AI等の技術革新とグローバル化する
電子商取引の課題とあるべき将来像」

柴野 相雄

IoT、AI等の技術革新と グローバル化する電子商取引の 課題とあるべき将来像

TMI総合法律事務所
慶應義塾大学法科大学院非常勤教員

弁護士
柴野相雄

Tomoo Shibano



自己紹介

略歴

- 2002年 10月 第二東京弁護士会登録
TMI総合法律事務所勤務
- 2010年 6月 ワシントン大学ロースクール
卒業 (LL.M., Intellectual Property Law
and Policy コース)
- 2010年 9月 モルガン・ルイス&バッキア
ス法律事務所 (サンフランシスコオフィス)
勤務
- 2011年 7月 TMI総合法律事務所復帰
- 2014年 1月 パートナー就任
- 2016年 慶應義塾大学法科大学院 非常勤
教員就任 (知的財産法務ワークショップ・プ
ログラム)

法律分野

- 知的財産法
- Eコマース・アプリ関連法
- 情報の保護に関する法律等

専門分野

IT、インターネット、広告、メディア、エンタテインメントビジネスに関する裁判、仲裁および法律相談

近時の論文、著書

- 「AIを活用したIoTビジネスの法的視点と課題
について」「会社法務A 2 Z」(第一法規、
2017年4月)
- 「企業のためのサーバーセキュリティの法律実
務」(商事法務、2016年11月)
- 「フロー&チェック 企業法務コンプライア
ンスの手引」(新日本法規、2016年9月)
- 「個人情報管理ハンドブック(第3版)」(商
事法務、2016年8月)
- 「日弁連 現代法律実務の諸問題(平成27年度
研修版)」(第一法規、2016年7月)
- 「M&Aを成功に導く知的財産デューデリジェ
ンスの実務(第3版)」(中央経済社、2016年
5月)
- 「ジュリスト増刊 実務に効く 企業犯罪とコ
ンプライアンス 判例精選」(有斐閣、2016
年5月、第6章23「個人情報保護」執筆)
- 「IT・インターネットの法律相談」(青林書院、
2016年1月)

Eコマースの潮流

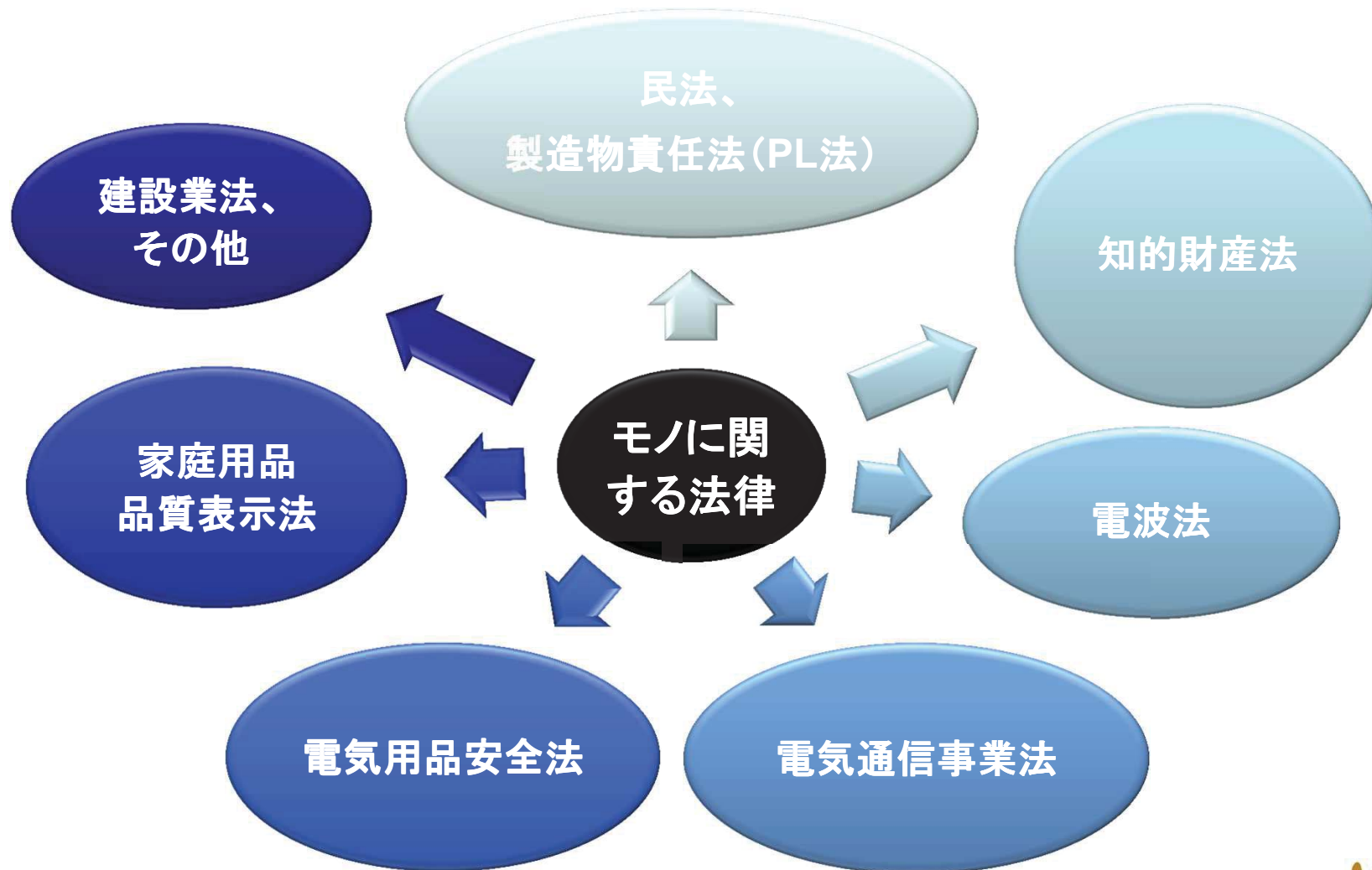
- **物の販売**
- **サービスの提供**
- **ネットを活かしたサービスの提供**
- **AI,IoT時代のネットサービスの提供**

Eコマースの潮流

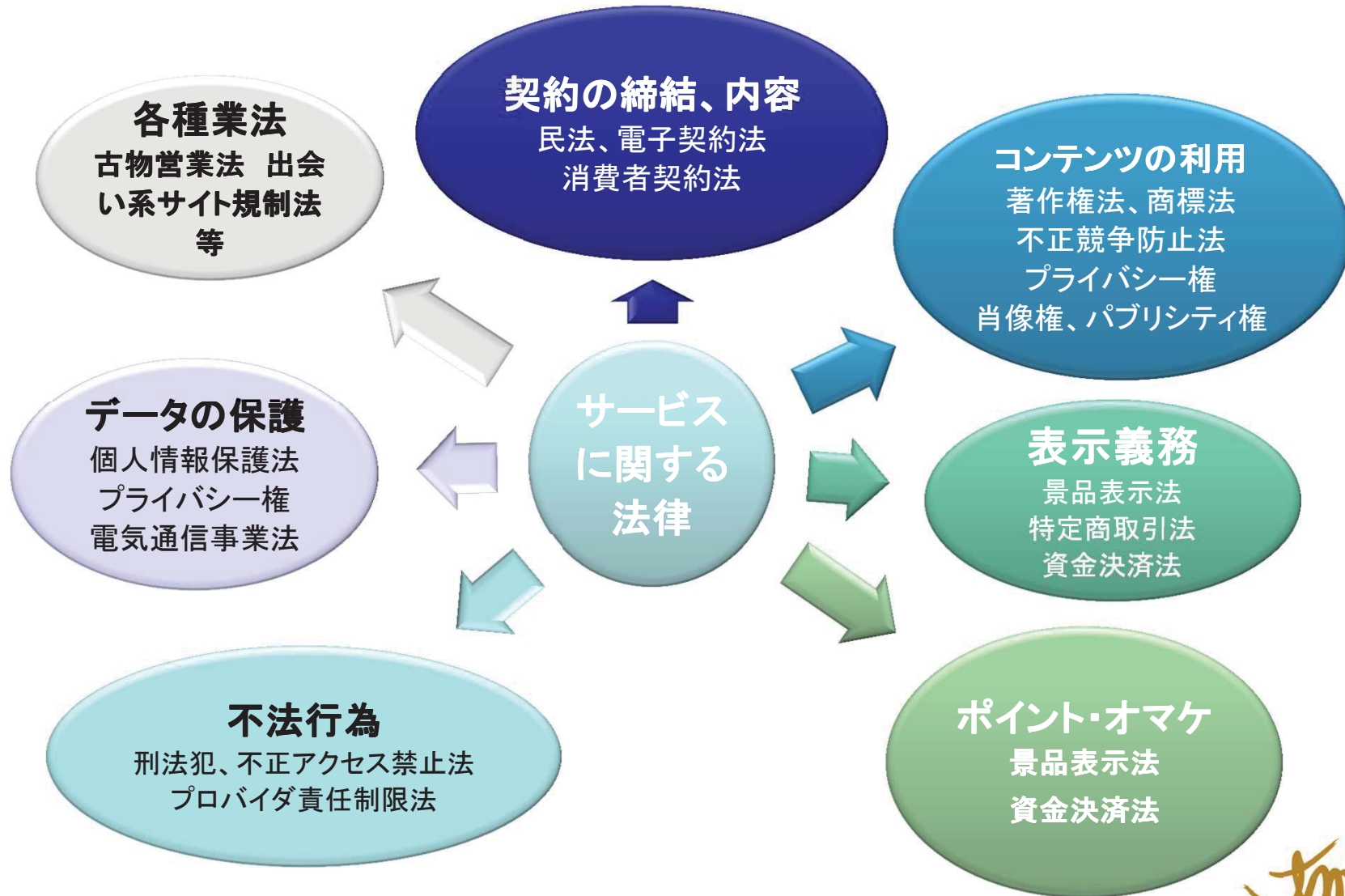
AI,IoT時代のネットサービスの提供

- **AI、IoT × Eコマース**
- **何が変わるか。**
 - センサー等により、データの吸い上げが簡単。**データの偏在化。**
 - **プライバシー問題**がより重要？
 - **リアルトラブル**の増加。共同不法行為の問題。ビジネスを円滑に進めるための規制だけでなく、**トラブル発生時の解決策**を示すことも重要となる。
 - **情報提供サービス**の場合はどうか。情報のクオリティをどう担保するか。自然淘汰を待つのか。
 - **電子商取引の概念**を、どう考えればよいか。

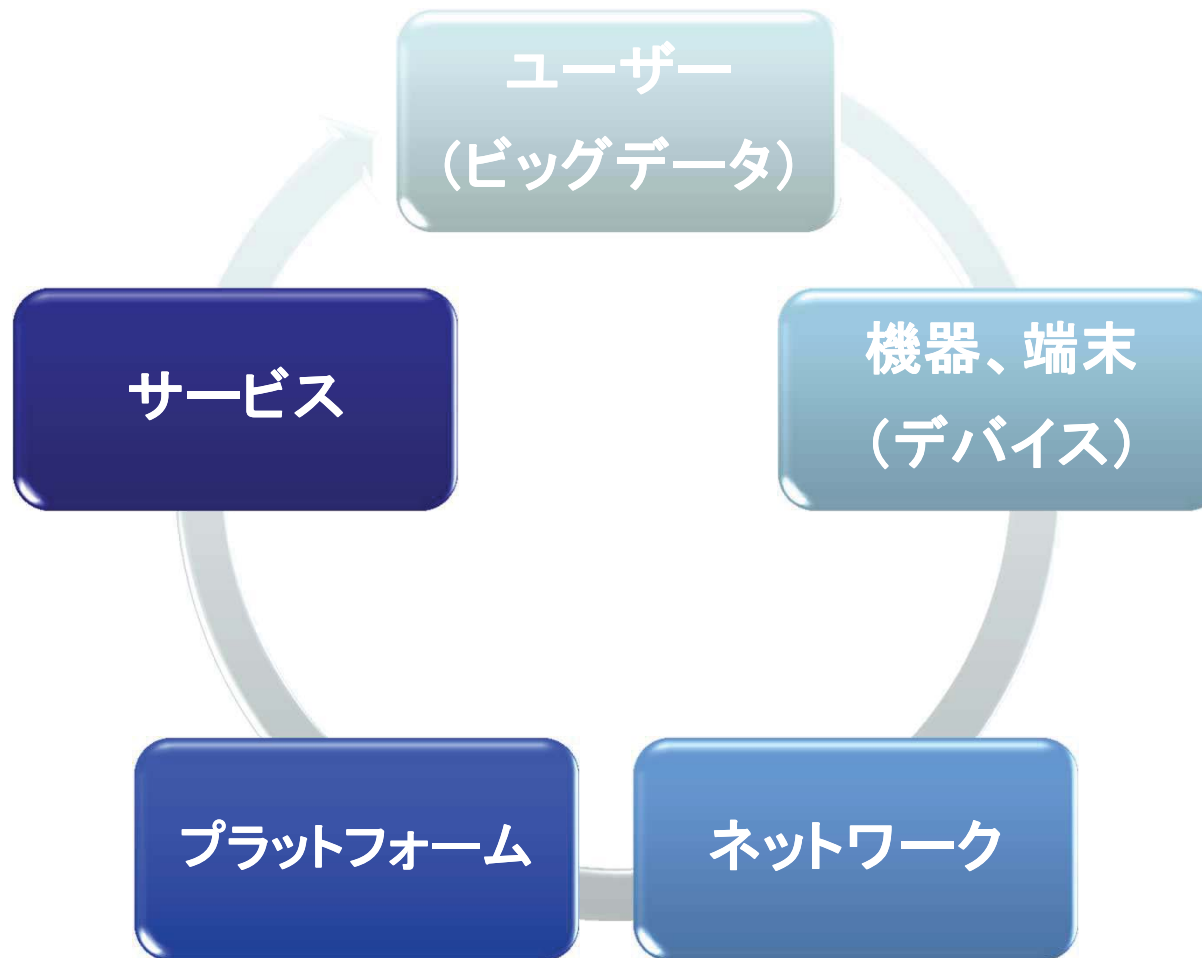
IoTのモノに関する法律の全体像



IoTのサービスに関する法律の全体像



IoTビジネスの構造（階層）



IoTビジネスのポイント

1. **業務提携**を見据えた上で、自社がどのパートを担当するか。**責任分界**をどうするか。
2. 取扱う情報は、**どのような情報**か。
3. 情報を**誰が取得**するか、**誰と共有**するか。
4. **AI**を利用するか、**どのようなAI**か。
5. **知的財産**は既に発生しているか、これから発生するか。
6. **ユーザー**へのサービス提供は誰が行うか。苦情、対応窓口をどうするか。
7. **サイバーセキュリティ**

情報（データ）は、何法により保護されるか。

☆情報の種類、性質により、問題となる法律は異なる。

①情報が、**個人情報**の場合

⇒**個人情報保護法**による保護を検討。

②情報が、いわゆる**プライバシー情報**の場合

⇒**民法**による保護を検討。

③情報が、**営業秘密**である場合

⇒**不正競争防止法**による保護を検討。

④情報が、**著作物**である場合、または、情報それ自体が著作物でなくても、「**編集著作物**」又は「**データベース**」に当たる場合

⇒**著作権法**による保護を検討。

グローバルな電子商取引を考える。

- 例えば、日本企業がアプリを使ったサービスを海外に展開する際の法的留意点として、どのようなものがあるか。
 1. 業規制
 2. コンテンツの利用規制
 3. 消費者保護に関する規制
 4. 個人情報等のデータの越境移転に関する規制
 5. 営業所等の設立が義務付けられるか否か
 6. 課税に関する規制
 7. 準拠法（強行法規の有無）、裁判管轄

例えば、検索サービスはどうか？

- 検索サービスは、公表された大量の著作物の無断利用（クローリング、複製）と、表示（公衆送信）が前提となっている。
- 米国では、**Fair Use**の規定により、合法？
- 日本では、どうか？
 - **平成21年改正法で、著作権法47条の6を新設！**
- 他の国では？
 - **コンテンツの無断利用に関するルールの統一が必要！**

TPPとCETAの電子商取引章の比較 1

TPP			CETA		説明
条文番号	タイトル	コミットメントレベル	条文番号	コミットメントレベル	
14.1条	定義	N/A	16.1条	N/A	CETAは、TPPに比べ、定義の数が少ない。
14.2条	適用範囲及び一般規定	N/A	16.2条、 16.5条	N/A	TPPでは、政府調達(14.2.3(a))及び締約国保有(14.2.3(b))に関する一般的な除外が認められているが、CETAでは、係る除外は認められていない。
14.3条	電子的送信の関税不賦課	commitment	16.3条	commitment	TPPとCETAにおいて、ほぼ同様の規定がおかれている。
14.4条	無差別待遇	commitment	x	N/A	デジタル・プロダクトの無差別待遇(内国民待遇、最恵国待遇)に関する規定。
14.5条	国内の電子的な取引の枠組み	commitment for §1 best endeavor for §2	16.5(a)条	recognise	国内の電子的取引を規律する法的枠組みに関する規定。TPPは締約国に対する具体的な義務を定めている一方で、CETAは抽象的な内容の規定にとどまる。
14.6条	電子認証及び電子署名	commitment for §1, §2 and §4 (may require for §3)	16.6.1(a)条	commitment	CETAは、抽象的な内容の規定にとどまり、電子署名・電子認証を認めることについて、義務とはしていない。

TPPとCETAの電子商取引章の比較 2

TPP			CETA		説明
条文番号	タイトル	コミットメントレベル	条文番号	コミットメントレベル	
14.7条	オンラインの消費者の保護	commitment for §2 recognise for §1 and §3	16.6.1(d)条	commitment	TPPは締約国に法律の採用・維持が義務付けている一方で、CETAは抽象的な内容の規定にとどまる。
14.8条	個人情報の保護	recognise for §1 commitment for §2前段 best endeavor for §2後段, §3 (nondiscriminatory practice), §4(transparency) and §5(compatibility)	16.4条	前半はbest endeavor 後半はcommitment	個人情報の保護のために整えるべき枠組みの詳細に関して規定しているが、CETAに比べてTPPの規程の方がより詳細な規定をおいている。
14.9条	貿易に係る文書の電子化	best endeavor	x	N/A	貿易実務に係る文書を、電子的な形式で、公衆が利用可能な形で公開することを努力義務として規定。
14.10条	電子商取引のためのインターネットへの接続及びインターネットの利用に関する原則	recognise	x	N/A	消費者が、選択するサービスやアプリケーションにアクセスし、利用することのできることの重要性を認識すること等に関する規定。
14.11条	情報の電子的手段による国境を越える移転	recognise for §1 commitment for §2 & §3	x	N/A	事業の実施のために行われる場合には、情報(個人情報を含む。)の電子的手段による国境を越える移転を許可すること、および、締約国が正当な公共政策の目的を達成するため、これに適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げないこと等に関する規定。
14.12条	インターネットの相互接続料の分担	recognise	x	N/A	国際的なインターネットの接続を求めるサービス提供者が商業的な原則に基づいて他の締約国のサービス提供者と交渉することができることを認める。

TPPとCETAの電子商取引章の比較 3

TPP			CETA		説明
条文番号	タイトル	コミットメントレベル	条文番号	コミットメントレベル	
14.13条	コンピュータ関連設備の設置	recognise for §1 commitment for §2	x	N/A	いずれの締約国も、自国の領域において事業を遂行するための条件として、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならないこと等を規定。
14.14条	要求されていない商業上の電子メッセージ	commitment for §1 & §2 best endeavor for §3	16.6.1(c)条	commitment	TPPでは、具体的な措置を採用することを義務付けているが、CETAでは、具体的な措置を採用することまで求めていない。
14.15条	協力	best endeavor	16.5(c)条、 16.6条	recognise for 16.5c commitment for 16.6 §1 recognise for 16.6 §3	締約国が、中小企業の電子商取引利用の支援、情報交換・経験の共有、国際的なフォーラムへの参加、民間部門による電子商取引についての自主規制の開発の奨励等に努めることを規定。
14.16条	サイバーセキュリティに関する協力	recognise	x	N/A	締約国が、サイバーセキュリティに関する一定の事項について、重要性を認識することを定めた規定。
14.17条	ソースコード	commitment	x	N/A	ソフトウェアに関する一定の行為の条件として、当該ソフトウェアのソースコードの移転又は当該ソースコードへのアクセスを原則として要求してはならないこと等を規定。
14.18条	紛争解決	commitment	x	N/A	マレーシアとベトナムについては、効力生ずる日の後2年間は、一定の義務に関して、第28章の規定による紛争解決の対象としないことを定めた規定。

懸念点（課題）

1. 努力義務もある。

- 法的拘束力、制裁がなければ、遵守しないのではないか。

2. 例外規定も多い。

- 例外を定める国が多くなれば、統一的ルールも無意味ではないか。

3. 電子商取引のルールの守備範囲として十分か。

- グローバルな電子商取引を円滑に行うためには、他にも統一的ルールが必要ではないか。

将来像（提言）

1. 努力義務を極力減らす。
2. 例外規定を定められる場合を限定する。
3. 電子商取引を、**一定の類型に分けた上で、どの類型でも問題となる点は何か、類型毎に問題となる点は何かを考察し、より具体的かつ広範なルールを作成**する。
4. ルールの**実効性を担保する制度**（裁判所、仲裁機関のような、電子商取引を専門に扱う紛争解決機関等）**を創設**する。
 - **法務省で今後検討**？

ご清聴頂き、ありがとうございました。

〒106-6123 東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23F

Tel : 03-6438-5562

Mail : tshibano@tmi.gr.jp